

付表 2 - 2 地方圏における政令指定都市及び地方拠点市

政令指定都市 (6市)		札幌市	仙台市	新潟市	広島市	福岡市	北九州市
地方 拠点 市	中核市 (24市)	旭川市 郡山市 倉敷市 久留米市	函館市 宇都宮市 福山市 長崎市	青森市 長野市 下関市 熊本市	盛岡市 富山市 高松市 大分市	秋田市 金沢市 松山市 宮崎市	いわき市 岡山市 高知市 鹿児島市
	特例市 (18市)	八戸市 前橋市 福井市	山形市 高崎市 鳥取市	長岡市 伊勢崎市 呉市	上越市 太田市 徳島市	水戸市 甲府市 佐世保市	つくば市 松本市 那覇市
	その他 (2市)	松江市	佐賀市				

(備考) 1. 政令指定都市は2008年4月1日現在。

2. 地方拠点市は各道県の2008年4月1日現在のの中核市及び特例市。但し、県内に政令指定都市、中核市、特例市のいずれもない場合は県庁所在市(人口が県内最大の市)を地方拠点市としている。